

保険医療機関・保険薬局の皆様へ

健康保険法の保険医療機関・保険薬局（以下、「保険医療機関等」）に指定された医療機関・薬局は、介護保険法による医療系サービス（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護（療養病床を有する病院及び診療所に限る））の事業者として指定をされたものとみなされます（これを「みなし指定」といいます）（『指定を不要とする旨の申出』をされた場合を除く）。 サービスを提供するに当たり、指定申請等の手続きはありませんが、加算を算定する場合など、別途、加算等の体制届が必要です。次表に届出が必要な項目・内容を記載していますので、ご注意ください。

みなし指定の事業を実施される場合には、サービス種類に応じて、必要な書類をご提出ください。

※届出を提出しないで広島県国保連合会に請求した場合はエラー（返戻）になる場合があります。

1 サービスごとの届出書類（通所リハビリテーション、短期入所療養介護（介護予防を含む）以外）

サービス種類	加算等請求をされる場合に必要な書類
○ 訪 問 看 護 ○訪問リハビリテーション ○ 居 宅 療 養 管 理 指 導	各種加算・減算を算定する場合には届出が必要です。 ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ※上記に加えて、加算ごとに必要な書類があります。

2 サービスごとの届出書類（通所リハビリテーション・短期入所療養介護（介護予防を含む））

介護予防含む通所リハビリテーション・短期入所療養介護を実施される場合は、人員やリハビリ室の面積要件等について、あらかじめ確認の必要がありますので、事前に届出先にご相談ください。

サービス種類	サービスを実施する場合に必要な書類
○通所リハビリテーション ○短 期 入 所 療 養 介 護	加算・減算に関わらず、サービスを行う場合には届出が必要です。 ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ・付表（指定に係る記載事項）、運営規程、平面図、勤務形態一覧表 等 ・算定区分確認表（通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション） ※サービスを提供する人員及び設備等に既届出内容から変更があった場合には、別に「変更届」等の提出が必要となります。

3 体制等の変更

- 体制等に変更があり、加算・減算項目に変更がある場合には、必要書類を添えて、必ず届出を提出してください。

※ 人員基準を満たしていないなどで減算となる場合があります。

【算定開始月のルール】

※ 提出された加算届の内容に変更が生じた場合（新たに算定要件を満たした時など）は、該当加算サービスを提供する前月15日（短期入所療養介護については前月末日）までに所管の届出先に必要書類を提出して審査を受けていただくこととなります。

※ 書類の内容に不備がある場合、事業実施が遅れる場合もありますので、なるべく早めの書類提出をお願いいたします。

※ 上記の届出様式や、必要な添付書類については、広島県のホームページをご覧ください。

[https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kaigohokennzigyousyamukezyouhou/kaigo-](https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kaigohokennzigyousyamukezyouhou/kaigo-housyuyoushiki.html)

[housyuyoushiki.html](https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kaigohokennzigyousyamukezyouhou/kaigo-housyuyoushiki.html)

広島県トップページ<健康・福祉・子育て<高齢者・障害等福祉<介護保険事業所、社会福祉法人に関することなら <申請・手続き<介護保険各種届出様式集/介護報酬届出書様式

4 介護保険事業のみなし指定を辞退される場合

1に記載する介護保険サービスを将来にわたって実施する意思がない場合は、みなし指定を辞退することができます。辞退する場合は、「指定を不要とする旨の申出書」を提出してください。

なお、辞退された後、改めて介護保険サービスを実施することとなった場合は、新規の介護保険事業者として通常の指定申請手続が必要となるため手数料が発生します。

5 届出先、お問い合わせ先

事業所の種類	事業所の所在地	届出窓口
居宅療養管理指導	大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町	広島県西部保健所厚生課 〒738-0004 廿日市市桜尾2-2-68
	竹原市、東広島市、大崎上島町	広島県西部東保健所厚生課 〒739-0014 東広島市西条昭和町13-10
訪問看護	三原市、尾道市、世羅町、府中市、神石高原町	広島県東部保健所厚生課 〒722-0002 尾道市古浜町26-12
訪問リハビリテーション	庄原市	広島県北部保健所厚生課 〒728-0013 三次市十日市東4-6-1
通所リハビリテーション	広島市	広島市介護保険課 〒730-8586 広島市中区国泰寺町1-6-34
短期入所療養介護 (介護予防も含む)	福山市	福山市介護保険課 〒720-8501 福山市東桜町3-5
	呉市	呉市福祉保健課 〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号
	三次市	三次市福祉保健部高齢者福祉課 〒728-8501 三次市十日市中2丁目8番1号